

(別表1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	特定非営利活動促進法
根拠条項	第三十一条第二項
許認可等の概要	特定非営利活動法人の事業の成功の不能による解散の認定
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定 (未設定イ) <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定 (未設定ロ・ハ)
標準処理期間未設定の理由	<p>当該事由による事案が生じた場合の事実関係の認定に難易差があることから、それぞれの事案により個別に判断する必要があるため。</p> <p>(特定非営利活動促進法の規定) 第三十一条 2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。 3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。</p>
担当部課	環境生活部くらし安全局道民生活課協働推進グループ
担当者名	主査 (市民活動) 関 明 宏 (内線: 24-184)

(別表1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	特定非営利活動促進法
根拠条項	第三十二条第二項
許認可等の概要	特定非営利活動法人の残余財産の帰属の認証
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input checked="" type="checkbox"/> (2) 未設定 (未設定イ) <input type="checkbox"/> (3) 未設定 (未設定ロ・ハ)
標準処理期間未設定の理由	<p>ほとんどの法人が定款において解散時の残余財産の帰属先を定めており、当該事由による認証は極めて異例なケースであり、当該事案が生じた場合の事実関係の認定に難易差があることから、それぞれの事案により個別に判断する必要があるため。</p> <p>(特定非営利活動促進法の規定) 第三十二条 2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。</p>
担当部課	環境生活部くらし安全局道民生活課協働推進グループ
担当者名	主査 (市民活動) 関 明 宏 (内線 : 2 4 - 1 8 4)

法令名	特定非営利活動促進法
根拠条項	第六十三条第一項、第二項、第三項
許認可等の概要	認定特定非営利活動法人等の合併の認定
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input checked="" type="checkbox"/> (2) 未設定 (未設定イ) <input type="checkbox"/> (3) 未設定 (未設定ロ・ハ)
標準処理期間未設定の理由	<p>当該事由による事案が生じた場合の事実関係の認定に難易差があることから、それぞれの事案により個別に判断する必要があるため。</p> <p>(特定非営利活動促進法の規定)</p> <p>第六十三条 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。</p> <p>2 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人であるものを除く。）と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。</p> <p>3 第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第三十四条第三項の認証の申請に併せて、所轄庁に第一項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。</p>
担当部課	環境生活部くらし安全局道民生活課協働推進グループ
担当者名	主査（市民活動） 関 明 宏 （内線：24-184）

法令名	北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例
根拠条項	第16条第1項、第2項、第3項
許認可等の概要	控除対象特定非営利活動法人等の合併の確認
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input checked="" type="checkbox"/> (2) 未設定 (未設定イ) <input type="checkbox"/> (3) 未設定 (未設定ロ・ハ)
標準処理期間未設定の理由	<p>当該事由による事案が生じた場合の事実関係の確認に難易差があることから、それぞれの事案により個別に判断する必要があるため。</p> <p>第16条 控除対象特定非営利活動法人は、控除対象特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併しようとするときは、規則で定めるところにより、法第34条第3項の認証の申請後遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法によりその旨を公表するとともに、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が第4条第1項各号（第10号を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかを確認しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、同項の規定による確認を受けたときは、合併によって消滅した特定非営利活動法人の控除対象特定非営利活動法人としての地位を承継する。</p>
担当部課	環境生活部くらし安全局道民生活課協働推進グループ
担当者名	主査（市民活動） 関 明 宏 （内線：24-184）